

令和7年度

ボランティア育成・福祉団体等
助成金募集要項



社会福祉法人 志免町社会福祉協議会

1. 目的

志免町におけるボランティア活動や地域福祉活動を行う「ボランティア団体」および「福祉団体」「連絡会」を対象に、その活動を支援するため『赤い羽根共同募金配分金』を財源に助成金を交付します。

2. 対象団体

志免町社会福祉協議会（以下、本会）が認定した志免町内でボランティア活動等を行っている団体で、以下のとおりとします。

- ①高齢者、障がい児・者、児童などの福祉向上のために活動をしているボランティア団体
- ②高齢者、障がい児・者、児童などの福祉向上のために活動をしている当事者団体、または当事者の家族団体
- ③ボランティア団体、あるいは当事者団体、当事者の家族団体等、複数の団体がネットワーク化を図り、地域のさまざまな福祉ニーズに対応することを目的とした連絡会

※ただし、以下の項目を全て満たす必要があります。

- ①代表者がいること。
- ②団体の構成員が5人以上であること。
- ③特定の会員のみではなく、誰でも自由に加入できる開かれた団体であること。
- ④1年以上継続した活動実績、もしくは前年度に新規団体活動運営費の交付を受けており今後も継続的な活動が見込まれること。
- ⑤活動に対し、営利を目的とした報酬等を得ていないこと。ただし、交通費などの実費支給は除く。
- ⑥定款または規約、会則等を有すること。
- ⑦事業計画書・予算書・事業報告書・決算書が団体の総会にて承認（議決）を得ていること。
- ⑧会計帳簿の整備等、会計事務が円滑に行われていること。
- ⑨特定の企業・政党・宗教団体などから独立して運営していること。

3. 助成対象事業・助成金額

令和8年3月31日までに実施する事業・活動で、以下の事業に関わる経費に助成を行います。

助成対象事業	助成対象事業詳細	金額
団体活動運営費	ボランティア団体、または当事者団体、当事者の家族団体、連絡会化を図った団体が継続して活動を行うために必要な運営費。	最大 100,000 円／年
団体研修費	会の資質向上を目的として主催する研修費。	最大 50,000 円／年 ※ただし、1 年度 1 回限り
イベント事業費	会員以外の町民の利益に繋がるとして実施する講座やイベントなどの事業費。	最大 100,000 円／年 ※ただし、1 年度 1 回限り
備品購入費	団体活動運営費の助成を受けている団体に限り、活動を継続するために必要な備品の購入費。	最大 100,000 円／年

※原則として、町など公的機関から助成を受けている場合は、使途が重複しない費用に限り、団体研修費、イベント事業費が申請できるものとします。

※「団体活動運営費」の上限内で収まる場合は、「団体研修費」「イベント事業費」「備品購入費」に掛かる費用を「団体活動運営費」に含むことが出来る。

※団体が申請出来る上限額は 20 万円迄とします。助成項目が複数に渡る場合も申請の合計額を 20 万円迄に収めてください。

1. 助成対象となる経費の例

項目	詳細
報償費	外部に依頼した講師などに支払う謝礼および交通費
旅費交通費	活動のための交通にかかる費用（高速代、駐車料金も含む）
損害保険料	参加者などへの保険料
通信運搬費	切手代、宅配便代、電話代など
印刷製本費	チラシや資料の作成、印刷代、コピー代
材料代	原材料代
備品購入費	必要な備品購入費
消耗品費	消耗品の購入費（用紙、文房具、書籍、その他の事務用品など）
会場費	会場の借用費および冷暖房費など
飲食費	団体の資質向上を目的とする研修、会議、事業実施に関する飲食費。但し、経費の半額は自己負担とする。

※上記以外で、運営上必要と思われる費用があればお問合せください。

2. 助成対象とならない経費の例

項目	詳細
飲食費	団体の資質向上を目的とする研修、会議、事業実施に関係しない飲食費。（親睦会など）
慶弔費	慶弔費や交際費等に関連する経費。
役員手当	団体の役員や構成員に対する手当や謝金に関わる経費。
人件費	団体に雇用している職員、または構成員に対する人件費。
負担金	上部団体への負担金や加入組織の会費等に関わる経費。
景品代	参加者などへの配布を目的とした参加賞、記念品など
予備費	予備費として計上する経費。
その他	その他として計上する経費。

※助成金を補充できない項目です。団体の会費や参加費で補充されるものに関しては、関係ありません。

4. 手続きの流れ

令和7年1月	令和7年度助成金交付申請の募集
▼	
令和7年2月12日（水）	令和7年度申請書類の提出締切【様式1～7号の提出】 ※備品購入費の申請については、2社以上から取り寄せた見積書も添付してください。
▼	
令和7年3月中旬頃	審査 ※必要に応じてヒアリングを行います。
▼	
令和7年3月下旬頃	助成金の交付決定通知 ※助成額が要望額より減額、あるいは却下されることがあります。 ※助成金交付が決定した団体には、助成金請求や活動報告に必要な書類を送付します。
▼	
令和7年4月頃	助成金請求書の提出
▼	
令和7年5月頃	助成金の交付
▼	
令和8年1月	令和8年度助成金交付申請の募集
▼	
事業終了後または 年度終了後1カ月以内	令和7年度実績報告書の提出 （団体研修・イベント事業で終了しているものは、2月末までに提出）

5. 申請方法について

募集期限	令和7年2月12日（水）必着
提出場所	〒811-2202 糟屋郡志免町大字志免 451-1 シーメイト内 志免町社会福祉協議会 TEL 092-937-3011/FAX 092-936-9067 http://www.shime-shakyo.or.jp ※本会まで持参もしくは郵送してください。
提出書類	本会窓口・ホームページにて様式を配布しています。 提出書類は返却いたしませんので、ご了承ください。 ①【様式1号】ボランティア育成・福祉団体等助成金交付申請 ②団体規約【各団体が作成している様式で可】 ③【様式2号】団体概要書 ④【様式2-2号】加入者名簿 ⑤【様式3号】活動計画書 ※詳しくは、 【様式1-2号】 をご参照ください。 ※「団体活動運営費」内で、研修・イベント・備品購入を行う場合、【様式3-2号】、【様式3-3号】から該当するものを提出してください。 ⑥【様式4号】団体研修費助成申請書 ⑦【様式5号】イベント事業費助成申請書 ⑧【様式6号】備品購入費助成申請書 ※「団体活動運営費」以外で、研修・イベント・備品購入を行う場合、【様式4号】、【様式5号】、【様式6号】から該当するものを提出してください。 ⑨【様式7号】収支予算書

6. その他

(1) 助成金の返還について

- 助成を受けた団体が次の要件に該当したときは、該当団体に対し交付した助成金の金額、または一部の返還を求める場合があります。

- ①年度終了後、または事業終了後、助成金が残ったとき
 - ②団体が解散したとき
 - ③助成金を不正に使用したとき
 - ④当該事業を中止したとき
 - ⑤申請内容と著しく異なった事業目的に使用したとき
 - ⑥助成金の交付要件に該当しなくなったとき

- 上記に該当する場合、本会の指定する期日までに助成金を返還いただきます。
- 助成金の翌年度繰越はできません。残額については返還をお願いします。

(2) 事業内容の変更および辞退について

- 助成決定後、やむを得ない事情により事業計画内容を変更する場合は、速やかに本会へご相談ください。
- 活動の継続が困難になった場合、あるいは当該年度中に事業を完遂できない場合は、速やかに本会へご相談ください。

(3) 赤い羽根共同募金助成金の明示について

- 助成を受けた事業を実施する場合は、「赤い羽根共同募金」からの助成金であることを明示してください。
- イベントや講演会などの場合には、資料やチラシに助成を受けた旨の明示をしてください。

(4) 個人情報の保護について

- 活動を通じて知りえた個人情報の取り扱いには十分ご注意ください。